

# 水循環基本法と水循環基本計画について

内閣官房 水循環政策本部事務局 参事官補佐 正木 孝治

## 1. はじめに

平成27年7月10日、水循環基本法に基づき、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「水循環基本計画」が閣議決定されました。本稿では、昨年度施行された水循環基本法の概要とともに、水循環基本計画策定に向けたこれまでの動き及び基本計画のポイントについて紹介します。

## 2. 水循環基本法について

### (1) 法律制定に至る背景

水は生命の源であり、絶えず地球を循環し、大気、土壌等の他の環境の自然構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与え続けてきました。また、水は循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきました。特に、我が国は、国土の多くが森林で覆われていること等により水循環の恩恵を大いに享受し、長い歴史を経て、豊かな社会と独自の文化を作り上げることができました。しかし、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気象変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等様々な問題が顕著となっています。

このような現状に鑑み、水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠です。以上のことから、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、水循環基本法が制定されました。

水循環基本法は議員立法として国会に上程され、平成26年3月20日に参議院で全会一致、同月27日には衆議院にて全会一致で可決され、4月2日に公布、7月1日に施行されました。

### (2) 法律の概要

水循環基本法の目的は、水循環に関する施策について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに水循環に関する基本的な計画の策定その他水循環に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置することにより、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することとされています。

法律における「水循環」の定義は、「水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう。」としており、「健全な水循環」とは、「人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環をいう。」としています。(図-1)

法律では、「水循環の重要性」「水の公共性」「健全な水循環への配慮」「流域の総合的管理」「水循環に関する国際的協調」の5つの基本理念や、「貯留・涵養機能の維持及び向上」、「水の適正かつ有効な利用の促進等」など8つの基本的施策が法律で定められています。



図-1 「水循環」のイメージ